

和水町地域公共交通会議設置規約（案）

（設置）

第 1 条 道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号）の規定に基づき地域公共交通網形成計画（以下「形成計画」という。）の策定に関する協議及び形成計画の実施に係る連絡調整を行い、並びに地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便性の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、和水町地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置する。

（事務所）

第 2 条 交通会議の事務所は、熊本県玉名郡和水町江田 3886 番地（和水町役場内）に置く。

（業務）

第 3 条 交通会議は、第 1 条に規定する目的を達成するために、次に掲げる業務を行う。

- （1） 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃、料金に関する事項
- （2） 形成計画の策定及び変更に関する事項
- （3） 形成計画の実施に係る連絡調整に関する事項
- （4） 形成計画に位置づけられた事業の実施に関する事項
- （5） 町の総合的な交通施策に関する事項
- （6） 市町村運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- （7） 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

（組織）

第 4 条 交通会議は、次に掲げる委員をもって組織する。

- （1） 町長又は町長が指名する者
- （2） 住民又は利用者の代表者
- （3） 一般乗合旅客自動車運送事業者及びその組織する団体の代表者
- （4） 一般乗用旅客自動車運送事業者及びその組織する団体の代表者
- （5） 国土交通省九州運輸局熊本運輸支局の関係職員
- （6） 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者
- （7） 道路管理者
- （8） 熊本県玉名警察署の関係職員
- （9） 学識経験者その他交通会議の運営上必要と認める者

（委員の任期）

第 5 条 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員のうち、行政機関の職員及び団体の代表等である委員の任期については、その職にある期間とする。

2 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第 6 条 交通会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は第 4 条第 1 号に規定する者をもって充て、副会長は委員の互選により選任する。
- 3 会長は、交通会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 交通会議は、会長が招集する。

2 会長は会議の議長となる。

3 交通会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 委員は、自ら会議に出席できないときは、代理者を出席させることができる。この場合において、あらかじめ会長に代理者の氏名等を報告することにより、その代理者をもって当該委員の出席とみなす。

5 交通会議の議事は、出席者の過半数をもって決するものとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6 交通会議は、原則として公開する。ただし、必要があると認められるときは、交通会議の決定によりこれを公開しないことができる。

7 会長は、必要に応じて委員以外の関係者に対して資料を提出させ、又は交通会議への出席を依頼し、助言を求めることができる。

(協議結果の取扱い)

第8条 交通会議において協議が調った事項について、委員はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(分科会)

第9条 第3条各号に掲げる事項について専門的な調査及び検討を行うため、必要に応じ交通会議に分科会を置くことができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第10条 交通会議の事務を処理するため、和水町役場企画課に事務局を置く。

2 事務局に事務局長及び事務局員を置き、事務局長及び事務局員は、会長が定めた者をもって充てる。

3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(監査)

第11条 交通会議に監査委員を2人置く。

2 監査委員は、会長が委員の中から指名する。

3 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(経費)

第12条 交通会議の運営に関する経費は、負担金、補助金、繰越金及び諸収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第13条 交通会議の予算編成、現金の出納その他の財務に関して必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬)

第14条 交通会議の委員は、報酬及びその職務を行うために要する費用弁償を受けることができる。

2 前項の報酬及び費用弁償の額、支給方法等については、会長が別に定める。

(交通会議が解散した場合の措置)

第15条 交通会議が解散した場合には、交通会議の収支は、解散の日をもって打ち切り、当該解散の日に会長であった者がこれを決算する。

(その他)

第16条 この規約に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成27年2月12日から施行する。

議案第 2 号

和水町地域公共交通会議事務局規程（案）

（趣旨）

第 1 条 この規程は、和水町地域公共交通会議設置規約第 10 条第 3 項の規定に基づき、和水町地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第 2 条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- （1） 交通会議の会議に関すること。
- （2） 交通会議の資料作成に関すること。
- （3） 交通会議の庶務に関すること。
- （4） 前各号に掲げるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項

（職員等）

第 3 条 事務局に事務局長その他必要な職員を置く。

- 2 事務局長は、和水町企画課長をもって充てる。
- 3 事務局員は、和水町企画課の職員をもって充てる。

（専決事項）

第 4 条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められる事項についてはこの限りではない。

- （1） 事務局の運営に関すること。
- （2） 物品の購入その他交通会議運営に必要な契約の締結に関すること。
- （3） 物品及び現金の出納に関すること。
- （4） 前各号に掲げるもののほか、軽易な事項に関すること。

（文書の取り扱い）

第 5 条 事務局における文書の收受、配布、処理編集、保存その他文書に関し必要な事項は和水町において定められている文書の取り扱いの例による。

（公印の取り扱い）

第 6 条 交通会議の公印の種類は、会長印とし、公印の名称、形状、寸法、書体、個数、用途及び管理者は別表のとおりとする。

- 2 交通会議の公印の保管、取扱い等は、和水町において定められる公印の取り扱いの例による。

（その他）

第 7 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 27 年 2 月 12 日から施行する。

別表（第6条関係）

名称	形状	寸法 (ミリメートル)	書体	個数	用途	管理者
和水町地域公共交通会議会長之印	和水町地域 公共交通会 議会長之印	21×21	古印体	1	会長名をもつて発する文書	事務局長

和水町地域公共交通会議財務規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、和水町地域公共交通会議設置規約（以下「規約」という。）第13条の規定に基づき、和水町地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

（予算）

第2条 交通会議の予算は、和水町からの負担金、国からの補助金、繰越金及び諸収入をもって歳入とし、交通会議の運営及び事業に係る経費をもって歳出とする。

2 交通会議の会長（以下「会長」という。）は、毎会計年度の予算を作成し、交通会議に諮るものとする。

3 交通会議の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

4 会長は、第2項の規定により、予算が交通会議の承認を得たときは、当該予算書の写しを速やかに和水町長に送付しなければならない。

（予算の補正）

第3条 会長は、会計年度の途中において、既定予算の補正に必要が生じたときは、これを作成し、速やかに交通会議に諮るものとする。

2 前項の規定により、補正予算が交通会議の承認を得たときは、前条第4項の規定を準用する。

（予算区分）

第4条 歳入歳出予算の科目は、別表第1のとおりとする。

2 当該年度において、臨時及び特別な理由があるときは、別表第1に定める以外の科目を定めることができる。

（予算の流用及び予備費の充用）

第5条 歳出予算の流用及び予備費の充用は、和水町の例によるものとする。

2 会長は、前項の規定により歳出予算の流用及び予備費の充用をしたときは、交通会議に報告しなければならない。

（出納及び現金等の保管）

第6条 交通会議の出納は、会長が行う。

2 交通会議に属する現金等は、銀行その他の金融機関に預け入れなければならない。

（交通会議出納員）

第7条 会長は、交通会議の事務局員のうちから交通会議出納員を命ずることができる。

2 交通会議出納員は、会長の命を受けて、交通会議の出納その他の会計事務をつかさどる。

（収入及び支出の手続き）

第8条 交通会議の予算に係る収入及び支出の手続きは、和水町の例により行うものとする。

2 交通会議出納員は、次の各号に定める簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

(1) 予算整理簿

(2) 前号に掲げるもののほか、必要な簿冊

(決算等)

第9条 会長は、毎会計年度終了後、速やかに交通会議の決算を作成し、交通会議の承認を得るものとする。

2 会長は、前項の承認を得るにあたっては、規約第11条の規定に定められた監査委員の監査を受け、その結果を添えなければならない。

3 会長は、第1項の規定により交通会議の承認を得たときは、当該決算書の写しを速やかに和水町長に送付しなければならない。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成27年2月12日から施行する。

別表第1（第4条関係）

歳入予算の科目

科 目
1 負担金
2 補助金
3 繰越金
4 諸収入

歳出予算の科目

科 目
1 会議費
2 事務費
3 事業費
4 予備費

和水町地域公共交通会議委員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 和水町地域公共交通会議設置規約（以下「規約」という。）第14条第2項の規定により、和水町地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の委員（以下「委員」という。）の報酬及び費用弁償の支給について必要な事項を定めるものとする。

(報酬及び費用弁償の額)

第2条 委員が交通会議等に出席したときは、報酬及び費用弁償を支給する。ただし、国及び地方公共団体の職員については、これを支給しない。

2 前項の規定により支給する報酬及び費用弁償の額は、和水町報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年和水町条例第41号）の例によるものとする。

(関係者の出席を求めた場合の対応)

第3条 規約第7条第7号の規定により関係者の出席を求めた場合は、前第2条の規定を準用する。

(その他)

第4条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成27年2月12日から施行する。

議案第 5 号

役員選出について

【副会長】

和水町地域公共交通会議設置規約第 6 条第 2 項の規定により、委員の互選により選出する。

副会長	
-----	--

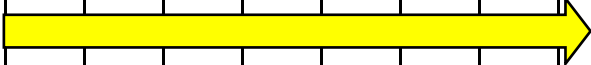
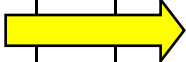
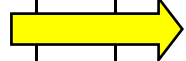
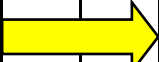
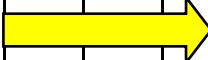
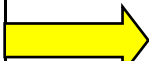
【監査委員】

和水町地域公共交通会議設置規約第 1 1 条第 2 項の規定により、会長が委員の中から指名する。

監査委員	
監査委員	

議案第6号

平成26年度 和水町地域公共交通会議 事業計画(案)

NO	検討内容	平成26年度		平成27年度(参考)												平成28年度 以降(参考)
		2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
1	和水町地域公共交通会議の開催	●			●	●				●				●		
2	まちづくりとの連携についての協議															
3	「調査事業」委託業者の選定															
4	地域公共交通の現状と課題の整理															
5	住民ニーズの把握及び調査(アンケート調査)															
6	地域公共交通の整備方針及び新たな施策の検討															
7	地域座談会の開催															
8	「地域公共交通網形成計画」のとりまとめ															
9	「地域公共交通網形成計画」の提出(国土交通省)															
10	計画事業の実施															

委託事業により実施

平成26年度 和水町地域公共交通会議 歳入歳出予算

(歳入)

(単位: 千円)

科 目	本 年 度 額	前 年 度 額	比 較	説 明
1 負担金	188	0	188	和水町負担金 188
2 補助金	0	0	0	
3 繰越金	0	0	0	
4 諸収入	1	0	1	預金利子 1
合 計	189	0	189	

(歳出)

(単位: 千円)

科 目	本 年 度 額	前 年 度 額	比 較	説 明
1 会議費	140	0	140	報酬 107 費用弁償 28 会議飲料費 5
2 事務費	38	0	38	消耗品費 25 振込手数料 13
3 事業費	0	0	0	
4 予備費	11	0	11	予備費 11
合 計	189	0	189	